

## 学校法人新静岡学園役員退職金給付規程

### (目 的)

第1条 この規程は、学校法人新静岡学園役員報酬規程（以下「役員報酬規程」という。）第5条（退職金の支給）第2項に基づき、理事長及び副理事長（以下「役員」という。）として1年以上在職した者が退任（死亡による退任を含む。）した場合の退職金の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (支給額)

第2条 退職金の額は、役員報酬規程第3条（理事長、副理事長及び常勤理事の報酬）に規定する月額報酬に、在職期間に応じて定める交付率（公益財団法人私立大学退職金財団退職資金交付業務方法書別表第2のうち本学園が採用する交付率表）を乗じて得た金額とする。

### (在職期間の計算)

第3条 役員の在職期間は就任から退任までの年数とし、6か月以上の端数月については1年として計算する。

### (再任等の場合の取扱い)

第4条 役員が任期満了の日またはその翌日において再び同一の役職の役員に就任したときは、その者の退職金の支給については、引き続き在職したものとみなす。

2 役員が任期満了の日以前またはその翌日において役職を異にする役員に就任したときは、その者の退職金の支給については、その就任の前日に退任したものとみなす。

### (退職功労金)

第5条 役員が退任するとき、在職中功労顕著であった場合は、評議員会及び理事会の決議により特に退職功労金を支給することがある。

### (退職金及び退職功労金の支給方法及び時期)

第6条 退職金及び退職功労金は、退任の日から1か月以内に、退任する本人及びその遺族（労基法施行細則に定める範囲及び順位）の指定する金融機関口座へ振込みにより支給する。

### (改 正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日に現に在職中の役員については、この規程施行前の在職期間を通算し、この規程による退職金を支給する。